

一般事業主行動計画

令和2年3月30日
学校法人 柴田学園

柴田学園は、教職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい職場づくりに取り組むため、次世代育成支援対策推進法の規定に基づき、次のとおり行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和2年4月1日から令和7年3月31日までの5年間

2. 内 容

目標：1. 計画期間中に女性教職員の育児休業の取得率を90%以上にする。
2. 有給休暇の取得促進と所定外労働時間の削減を図る。

<対策>

- ・ 育児休業の取得状況について実態を把握し、計画を策定する。
- ・ 教職員を対象とした就業規則等の見直しを行う。
- ・ 育児休業中の待遇及び復帰後の労働条件等について周知徹底する。
- ・ 有給休暇の取得については、業務の繁忙等に応じた計画的な取得を押し進める。
- ・ 業務体制の見直しを図る。